



# その他の権利制限

野田 幸裕  
Noda Yukihiko

弁護士、弁理士

N&S法律知財事務所設立所長。著作権法・商標法等の知的財産関連のビジネスコンサル・契約・訴訟等が専門。東京都知的財産総合センター法律相談員、一般社団法人日本商品化権協会正会員等。講演・著作等多数。

前回までで著作権の具体的な権利はすべて解説しました。また、複製権に関連して私的使用のための複製(著作権法(以下、法)30条)や引用(法32条)が適正になされるときは著作権者の承諾を得ないで複製しても複製権侵害には当たらないことも説明しました。そして展示権について所有者による展示の制限ほか(法45～46条)、上演権・演奏権・上映権ほか営利を目的としない利用の制限(法38条)などについても説明しました。

しかしこれらのほかにも著作権者の承諾を得ないで著作物が利用できる場合がありますので、整理して説明します。

## 教育・試験のための制限

学校教育にはさまざまな学習教材等が必要になりますが、国民の教育レベルを維持向上させるという公共的目的のため著作権の制限を認めつつ、その経済的利益にも配慮した制度が規定されています。

まず公表された著作物は、小中高生の教育上必要な限度で教科用図書に複製して掲載することができます(法33条)。例えば教科書に小説家や詩人の小説や詩を掲載するには著作権者の承諾は不要です。ただし、この制限は小中高の学校教育目的による教科用図書に限定されるので、大学、学習塾等の営利組織、副読本の利用には適用されません。これらの場合は別途、著作権

者の承諾が必要になります。また教科用図書として利用するときにも著作権者の経済的利益のため、教科用図書に利用したことを著作者に通知し文化庁長官が定める補償金の支払いが義務づけられています(同2項)。

また視聴覚障害等の障害のある児童・生徒の教育・福祉のためや教科用図書の文字等を拡大した教科用拡大図書作成のための複製等も補償金を支払えば、著作権者の承諾なく複製等ができます(法33条の2)。同様に公表された著作物は、学校教育目的限りで、補償金を支払うことで著作権者の承諾なく、学校向け放送番組等において放送等することができます(法34条)。

なお、学校等の教育機関において教育担任および授業を受ける者は、授業で使用する目的のため、公表された著作物を、著作権者の利益を不当に害しない限り承諾なく複製することができますし、これら教材を遠隔地に公衆送信することができるようになりました(法35条)。このような複製は私的使用のための複製(法30条)としては認められない可能性が高いのですが、教育目的のため複製が認められています。しかしこの学校教育は非営利のものに限定されているため、学習塾等での利用はできません。また学校教育で利用する際にも著作権者の利益を不当に害する態様での複製はできません。そのため、市販されているドリルを丸ごとコピーして生徒全員に配布することなどは限度を逸脱しており

許されません。

次に公表された著作物は、著作権者の利益を不当に害しない限り、入学試験等の学識技能試験や検定に必要と認められる限度で、補償金を支払うことで、著作権者の承諾なく入学試験問題等に複製したり遠隔受験等のため公衆送信することができます(法36条)。本条の主たる趣旨は、仮に入学試験等の利用のため事前に著作権者から承諾を得なければならぬとすれば情報が漏洩するおそれがあり、入学試験問題の秘匿性と相いれないことから承諾不要とされています。この趣旨を踏まえ裁判例では、本条の対象となるべき試験・検定とは、利用する著作物が何であるかということ自体を秘密にする必要性があり、その著作物の複製に関してあらかじめ著作権者の承諾を受けることが困難なものと限定解釈されています(東京高裁平成12年9月11日判決)。

## 障害者の福祉のための制限

障害者の福祉のための権利制限として、著作権者から許諾なく、視覚障害者等のためにする著作物の点字による複製、コンピュータによる記録媒体への記録・公衆送信等(法37条)および聴覚障害者のためにする音声の文字への複製・公衆送信等(法37条の2)が認められています。

## 図書館等のための制限

図書館等には利用者に対し書籍等の貸与を通じて文化的側面から公共奉仕する役割がありますので、各種の権利制限が働きます。

まず一定の図書館等では①利用者の調査研究のため公表された著作物の一部分(定期刊行物は全部)を1人1部限りとする複製、②図書館資料の保存のための複製、③他の図書館へ絶版等資料の複製物を提供するための複製は、著作権者の承諾なくすることができます(法31条)。

なお図書館ではコピー機が設置されていると

ころが多くありますが、本条の複製は①コピーの主体が図書館であることが前提とされています。そのため②利用者によるセルフサービスや③外部委託業者によるコピーサービスの場合は本条の適用が受けられないこととなります。しかし他方、当分の間法30条1項1号の「自動複製機器」には、専ら文書または図画の複製に供するものは含まないとされているため(法附則5条の2)、結果的には②③の場合も複製権は働かず利用者は複写できることとなります。

## ● 国立国会図書館と国立公文書館

国立国会図書館は書籍のデジタル化の複製(法31条2項)、絶版等資料の公衆送信(同3項)、インターネット資料の収集のための複製が可能で(法42条の4)。

次に国立公文書館は歴史的公文書保存のための複製・公衆への提供のための利用が認められています(法42条の3)。

## 報道・国家機関の活動のための制限

報道機関の国民への情報伝達機能に鑑み著作物の複製等が可能になる場合があります。まず新聞・雑誌に掲載された時事問題の論説は、禁転載の表示があるものを除き承諾なく他の新聞等に転載等することができます(法39条)、公開の政治演説や裁判での公開の陳述等も承諾なく利用することができます(法40条)。

また時事の事件を放送等の方法で報道する場合、報道の対象が「事件を構成」する場合(例えばあるイベントで採用されたYが創作したデザインBが、Xが創作し先に公表していたデザインAと酷似しているとのうわさが立ち、YはXのAを無断複製してBを制作したのではないかが疑われる事件があったと仮定して、その疑惑を報道するときに著作物A・Bを対比するなどしてそれら著作物を放送する場合など)や「事件の過程」に著作物が入る場合(上記の事件の関係者に

インタビューしたところたまたま、壁にZ制作の油絵Cが写り込んでおりそのまま放送で著作物Cを背景として放送した場合など)にも正当な範囲で利用することができます(法41条)。

国家の統治機構に関連し、裁判手続きや立法・行政の内部資料として必要と認められる限りで著作権者の承諾なく著作物の複製等の利用が認められています(法42条)。また行政機関の長などは情報公開のため公衆に提供する目的で承諾なく著作物を利用することができます(法42条の2)。

## 美術の著作物の制限

美術の著作物に関連する制限としては法45～46条のほかにも以下のものがあります。

美術の展示会で原作品を展示する所有者は、著作権者の承諾なく、観覧者のために作品の解説・紹介の目的で小冊子を作成して美術の著作物を複製することができます(法47条)。しかしこの小冊子は上記の趣旨からあくまで展示会で展示される作品が認識できるカタログや図録など簡易なものに限定されるべきであり、紙質・規格・判型・複製態様等から観賞用書籍と評価できるような画集は含まれません(東京地裁平成元年10月6日判決、裁判所ウェブサイト)。

次にIT時代に即応した著作物の円滑な流通を促進する趣旨に基づき、インターネットオークションで絵画・書・写真などの美術等の著作物を販売するために出品する際、美術品をデジタルカメラ等で撮影しその画像をインターネット上にアップして公衆送信するなど、著作物の譲渡等の申し込みに伴う複製等については、かかる複製・公衆送信は著作権者の利益を不当に害しない限り、著作権者の承諾なくできることとなりました(法47条の2)。

## 平成24年(2012年)改正の内容

平成24年(2012年)の著作権法改正により、著作物利用の円滑化を図る趣旨の規定の一環として以下のように整備されました。

まず付随対象著作物の利用による制限が新設されました(法30条の2)。これは、写真撮影や録音・録画により著作物を創作する際、意図しなかったものが背景に写り込んだり、音声が収録されてしまい、本体の著作物と分離することが困難な付随対象著作物を取り込んでしまう場合があります。その場合、その付随対象著作物の著作権者の利益を不当に害さない限り、承諾なく複製・翻案し、複製・翻案された著作物を付随対象著作物が写り込んだまま利用できるといえるものです。例えば人物を室内で写真撮影したところ背後の壁に有名な書家の書が架かっていたような写り込みや、繁華街での映画のロケ撮影で新曲の宣伝カーから流れる楽曲が背景に録音されていた場合、これらの書や楽曲は付随的に取り込まれたまま本体の写真や映画に利用できるといえるものです。

また検討課程における利用という制限が新設されました(法30条の3)。これはある著作物の利用を著作権者から承諾を得て利用するなどの検討課程で、必要かつ著作権者の利益を不当に害さない限り、著作権者の許諾なくその著作物を利用できるといえるものです。例えば漫画キャラクターをプリントしたTシャツの販売企画を衣料メーカーが社内で検討する際、そのキャラクターの著作権者の承諾なく試作品にキャラクターを複製・翻案することは私的使用のための複製としては認められませんが(法30条1項)、本制度により利用可能です。

また例えば録音・録画のデジタル技術の研究開発や検証のための複製など技術開発や実用化試験の利用において、著作物を複製するなどし



て利用することが認められました(法30条の4)。

## 技術的理由などによる制限

技術的理由などから著作権が制限される場合があります。

放送事業者は公衆送信権を害さず放送することができる著作物について、番組を放送するために6カ月間に限り著作権者の承諾なく一時的に録音または録画することができます(法44条)。

プログラム著作物は、その複製物の所有者はコンピュータを使用して自らの利用に必要な限り、許可なく複製・翻案することができます。ただし複製物が複数ある場合、譲渡後も残余の複製物が利用できることになれば著作権者の利益が不当に害されるため、滅失以外の事由により所有権を喪失したときは原則としてその複製物の保存はできません(法47条の3)。なお一般に量販店で購入できるワープロや計算ソフト等はパッケージにも注記されていますが複製物は売買ではなく貸与されているに過ぎませんので本条の適用はなく専らその利用条件は契約に従うことになるので注意が必要です。

以上のほか、①記録媒体を内蔵した端末機器などの保守・修理等のための著作物の一時的固定(法47条の4)、②インターネットプロバイダ等がサーバに障害が発生したときのバックアップなど、送信障害防止等のための複製(法47条の5)、③インターネットの検索により一覧表示される各項目の下に表示される数行の文書(スニペット)や圧縮された複数画面を表示する一覧画面(サムネイル)など、送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等(法47条の6)、④コンピュータによる統計処理目的のための情報収集など情報解析のための複製等(法47条の7)、⑤コンピュータの使用上、技術的に情報処理過程でなされる著作物の利用に伴う複製(法47条の8)、⑥インターネットの利用に伴うサーバ内での複製など、情報通信技術

を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(法47条の9)、⑦引用等より複製が許される著作物の譲渡など、複製権の制限により作成された複製物の譲渡(法47条の10)が認められております。

## 著作権の制限に関する注意点

これまで著作権の制限を見て参りましたが、引用(法32条)だけではなく著作権者の承諾なく著作物を利用できる多くの場合においてその出所を明示すべき必要がある点はこの点にご注意ください(法48条)。

また、翻案権に関し要約引用についての解説でも触れましたが、著作権が制限され著作権者の承諾なく複製できるだけでなく、著作権者の承諾なくそれを翻案するなど拡大して利用できる場合があります利用者の便宜が図られています(法43条)。

この半面、私的使用のための複製として利用が許された複製物を他に頒布<sup>はんぷ</sup>したり公衆送信すれば目的外の使用となります。この場合、公衆送信時など目的外使用したときに複製権を侵害することになりますので目的外使用はしないようご注意ください(法49条)。

最後に、上記の権利制限は著作権の制限に関するものであり著作者人格権を制限する制限規定ではないので注意が必要です(法50条)。したがって著作物の利用に際し適正引用により著作権者から複製権の承諾を得る必要がない場合でも、その著作者の承諾がない場合に著作者人格権が制限されるかは、著作者人格権の制限規定(公表権について法18条2項3項、氏名表示権について法19条4項、同一性保持権について法20条2項)について別途検討する必要がある点もご注意ください。